

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第95号

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則

京都市里道管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第7条第1号に掲げる施設の項を次のように改める。

第7条第1号に掲げる施設	自動運行補助施設	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	円 16	円 2
			その他のもの		50	5
			里道の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	4,200	420
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,600	260
			地下に設けるもの	1,600	160	
	その他のもの		5,300	530		

別表第7条第2号に掲げる施設の項中「19,200」を「28,800」に改め、同表標識の項中「3,500」を「4,200」に、「430」を「420」に改め、同表通路の項中「7,800」を「12,000」に、「1,000」を「1,100」に、「4,400」を「5,300」に、「540」を「530」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)